

調布市工事における余裕期間制度の試行実施に係る取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、調布市が発注する工事において、施工時期の平準化及び受注者の円滑な施工体制の整備につなげるため、試行的に余裕期間を設定する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 余裕期間 受注者が労働者及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日から工事着手日（以下、「着手日」という。）の前日までをいう。
- (2) 実工期 着手日から工期の末日まで（実際に工事を施工するために必要な期間で、準備工事と後片付け期間を含む。）をいう。
- (3) 全体工期 余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。

2 この要領に記載のない定義等については、調布市契約事務規則（昭和39年規則第33号）及び調布市工事施行規程（平成9年訓令第7号）等、別に定めのあるものに準じることとする。

(対象工事)

第3条 工事主管課長が余裕期間を設定すべきとした工事を対象とする。

(余裕期間の方式)

第4条 発注者が工事開始日を着手日としてあらかじめ指定する「発注者指定方式」とする。

(余裕期間)

第5条 余裕期間は、契約締結日から起算して4カ月を超えない範囲とする。また、余裕期間を設定する場合は、あらかじめ仕様書に「実工期の始期（工事着手日）」を記載しなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等)

第6条 余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者等（以下「技術者等」という。）の配置は不要とする。

2 技術者等については、入札参加資格確認時点において確認した技術者等（以下、「変更前技術者等」という。）を原則として配置することとし、特段の事情等（病休、死亡及び退職等）によって余裕期間内に技術者等を変更する場合は、当該工事の監督員と協議のうえ、変更前技術者等と同等以上の資格を有する適切な技術者等を確保し、変更する技術者等の資格が確認できる書類を契約課に提出すること。

3 前項の規定のほか、着手日までに適切な技術者等が確認できない場合は、契約を解除する。

(工事現場の管理等)

第7条 余裕期間中の現場管理は、工事主管課の責任において行うこととし、受注者は資機材の搬入や仮設物の設置等を行ってはならない。ただし、工事に必要な資機材の事前準備等及び労働者の手配（以下「準備等」という。）は、この限りでない。

2 余裕期間中に行う前項の準備等は、受注者の責任において行うこととする。

3 工事の主たる内容が工場製作の場合は、工場製作等を工事の着手日まで行うことはできない。ただし、設計図書等の書面による別段の定めがある場合は、その内容を優先する。

（工事に必要な書類の提出）

第8条 受注者が工事主管課に提出すべき必要な書類等については、着手日までに提出するものとする。その他、工事に関する書類等については、監督員と協議のうえ、適切に対応すること。

（経費の負担）

第9条 余裕期間を設定することにより追加経費が生じる場合においては、受注者が負担するものとする。

（前払金の請求）

第10条 余裕期間制度活用工事に係る前払金は、あらかじめ指定のない限り契約締結日以降に請求できるものとする。

（特約条項）

第11条 契約の締結にあたっては、「余裕期間制度活用工事に関する特約条項」が適用される。

（コリンズへの登録）

第12条 コリンズの登録については、技術者等の従事期間を実工期とする。

附 則

この要領は、令和3年11月10日から施行する。